

## 【家畜飼養者の皆様へ】

### 飼養衛生管理等支援システムにおける個人情報の取り扱いについて

定期報告等の各種手続きがオンラインで行える飼養衛生管理等支援システム（以下、システム）が農林水産省共通申請サービスの一部として運用されます。

運用に当たり、農林水産省からシステムの個人情報等の取り扱いについて次の見解が示されました。今後は、見解に基づき取り扱いをさせていただきますので、ご承知願います。

#### 農林水産省の見解

都道府県が家畜伝染病予防法に基づく定期報告の情報（個人情報含む）を生産者本人の同意を取らず、本システムに入力すること及び当該情報を飼養衛生管理基準の自己点検や病性鑑定等の目的に使用することについて、個人情報保護委員会に照会した結果「家畜衛生や畜産振興に利用する限りにおいて個人情報を含む当該情報をシステムに入力することは問題ない。」

- ※ 定期報告等は従来どおり紙・FAXでも受け付けますが、eMAFFを利用したオンライン申請の利用もご検討ください。
- ※ 詳しくは別添の案内をご覧ください。

#### 滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1  
Tel: 0748-37-7511, Fax: 0748-37-4821  
緊急携帯: 090-3613-7486  
mail: ge37@pref.shiga.lg.jp

◆ (北西部支所) 高島市今津町弘川249-1  
◆ Tel: 0740-22-2145, Fax: 0740-22-6681  
◆ 緊急携帯: 080-6176-8052  
◆ mail: ge37@pref.shiga.lg.jp

# 農林水産省共通申請サービスについて

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は手続きの申請、補助金や交付金の申請をオンラインで行うためのシステムです。令和6年10月から順次、畜産関係の報告※ができるようになりましたのでお知らせします。



★報告には**eMAFFにログイン**する必要があります。QRコードを参考に準備をお願いします。  
(報告には本人確認が必要です。ご不明な点がある方は家保までお問い合わせください。)



## ※令和6年度から電子化できる家保への手続き

- ・令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
- ・令和7年2月の**定期報告**（全家畜の所有者）
- ・令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者） 等

## 利点

- 畜産関係含め約3,300の手続き申請が可能。(令和5年7月時点)
- 過去の履歴を引用した報告書の作成ができます。
- インターネット環境から提出報告ができ、画像も添付できます。
- 今後開発予定のアプリ「飼養衛生ポータル」で、スマホやタブレットでも、提出・報告、過去の報告内容の閲覧も可能になります。
- 飼養衛生管理基準の遵守において、家保が指導した項目を改善した場合、システム上で「改善報告」することで、農場で直接やりとりしなくてもとも状況確認ができます。